

令和 2 年 度

定 期 監 査 報 告 書

東京都後期高齢者医療広域連合 監査委員

2 東 広 監 第 3 6 号
令和2年11月25日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 様

東京都後期高齢者医療広域連合

監査委員 柏 崎 裕 紀

監査委員 鈴 木 真 澄

令和2年度東京都後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和2年度東京都後期高齢者医療
広域連合定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果につ
いて、別紙のとおり提出します。

令和2年度定期監査報告書

1 監査の対象及び期間

対象部局	実施監査及び事情聴取実施月日
総務部	令和2年6月 3日(水)～7月21日(火)
保険部	令和2年6月12日(金)～7月21日(火)
会計室	令和2年6月 3日(水)～7月21日(火)

2 監査の対象

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに執行された、令和元年度の財務に関する事務。

3 監査の方法

主管部(課)から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料、関係書類及び諸帳簿等を照合する書面による監査、並びに関係責任者に対する事情聴取を実施した。

4 主たる観点

- (1) 財務に関する事務が、計画に則り法令の定めるところに従い適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 予算執行、会計処理、契約締結時の財務事務及び財産管理は、諸規程に基づき適正に処理をされ、最少の経費で最大の効果があがっているか。

5 監査の結果

令和元年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、令和2年6月3日から7月21日にかけて、地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を行ったところ、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

本広域連合においては、令和元年度末には、被保険者数が157万人を超えており、制度開始当初の平成20年4月の約106万人と比較すると約48%の増加となっている。また、令和元年度における医療給付費の支出額は1兆3,537億円となり、平成20年度の7,446億円と比較して約82%の増となった。

令和元年度は、令和2・3年度の第7期保険財政期間の保険料率改定を行った。改定にあたっては、葬祭事業・審査支払手数料・保険料未収金補填に係る経費の特別対策や本広域連合独自の所得割額軽減措置を継続し、被保険者の負担軽減を図った。

また、医療費適正化の取組として、引き続きジェネリック医薬品差額通知事業、歯科健康診査補助事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業等を実施するとともに、新たに健康診査未受診理由調査を実施するなど、医療費適正化の一層の推進に努めた。

このように、都内区市町村とともに制度の運営主体として、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう円滑な制度運営に努めた。

令和元年度における上記の経過を踏まえ、被保険者数や財政規模が極めて大きい本広域連合において、その組織的特性をも十分考慮し、今年度の定期監査を通じて次の二点を要望する。

第一は、事務の確実な執行である。

令和元年度においても起案文書や検査証の押印漏れや日付の誤り等があった。これらについては年々改善されているものの、小さなミスが常態化すると、やがては大きなミスにつながりかねないため、普段から重要な文書などについては二重三重に確認するなど、より一層の注意を払ってほしい。

また、派遣職員で構成されている本広域連合の組織の特殊性から、最近では異動が初めての職員など実務経験が浅い職員が多いことにより、文書・契約・支出事務の能力の向上が課題である。「文書事務の手引き<起案・決定・施行編>」、「文書事務の手引き<保存・保管・廃棄編>」、「契約マニュアル」、「会計事務の手引き」の活用により、一層文書事務の適正化が進むことを望むものである。さらに、毎年相当数の職員が異動となる本広域連合においては、事務引継の重要性について、以前から強く指摘してきたところであるが、現在、引継ぎ手順のルール化も進められている。これらの手引き・マニュアル等を的確に活用して、着実に実施されることを望むものである。

第二は、支出の適正化である。

歳出予算の執行率については、前年度に比べて一般会計は若干下がり、後期高齢者医療特別会計は上がっているが、一部の科目については未だに低いものも散見される。今後も予算見積りの適正化、執行計画の適正な立案や執行状況の把握を行い、歳出予算についてあらゆる角度から執行の適正化を図ってほしい。

契約については、定められた手続きに沿って適正に行い、支出することが肝要であり、契約・支出事務については、外部からの誤解や不信を招くことのないよう適正に行っていただきたい。

今後も増え続けていく後期高齢者の医療給付費をどう抑制していくかは最も大きな課題である。不正・不当な支出の防止、支出済のもの点検による適正化はもとより、被保険者の意識啓発や健康増進を通して医療給付費の低減につながる取組がより重要となってくる。

国においては、人生100年時代の到来を視野に入れ、社会保障全般にわたる持続可能な改革が検討され、令和元年5月には、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年度から健康増進と健康寿命の延伸等を目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を推進するための体制整備等が行われることとなった。こうした状況を踏まえて、本広域連合が令和2年1月に改定した第2期広域計画などにに基づき、医療費適正化施策等を今後も着実に推進することを望むものである。

なお、監査の際に見受けられた事務上の軽微な指摘事項については、改善を指示し、すべて是正済みである。